

関係各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和 7 年度「ヘルスアップ支援事業」の実施について

会員の健康の維持を支援するため、「ヘルスアップ支援事業」を下記のとおり実施します。
つきましては、「ヘルスアップ支援事業請求書送付票」を御確認いただき、「ヘルスアップ支援事業請求書」を該当会員にお渡しくделаいますようお願いいたします。

記

1 事業の趣旨

前年度に医療給付を受けていない会員が、スポーツクラブ等の施設を利用又は会員本人が使用する健康用品を購入し、自己負担額が 5,000 円以上(商品券やポイント利用分を除く)となったとき、請求によりその費用の一部として年度に 1 回 3,000 円を補助します。

2 補助対象者

前年度(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)に互助会の医療給付(療養費及び家族療養費)を受けていない会員。

※ 令和 6 年 6 月、12 月支給月に医療給付を受けていない会員。本年 4 月 1 日時点で、会員資格を取得してから 13 月に満たないものを除く。

3 請求方法

「ヘルスアップ支援事業請求書」に、施設を利用又は健康用品を購入したときに発行される領収書(原本)を添付し、福利課貸付・ライフプラン担当へ提出してください。
宛名に会員本人の氏名(フルネーム)が記載された領収書のみ受付できます。

その他詳しい内容については、別添「ヘルスアップ支援事業実施要綱」を御参照ください。

4 補助の対象となる施設利用・健康用品購入期間 及び 提出期限

- 利用・購入期間 … 令和 7 年 4 月 1 日(火)～令和 8 年 2 月 28 日(土)
- 提出期限 …… 令和 8 年 3 月 13 日(金)(福利課必着)

5 その他

- (1)「ヘルスアップ支援事業請求書送付票」は、令和 7 年 5 月 22 日現在の会員情報を基に作成しています。氏名の相違や既に退職した会員の記載等がありましたら、下記お問合せ先まで御連絡ください。
- (2)実施要綱等は、互助会ホームページ【<https://gojo-saitama.jp/>】にも掲載しますので、御活用ください。

【書類の提出・お問合せ先】

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-21

埼玉県教育局教育総務部福利課 貸付・ライフプラン担当

TEL 048-830-6701